

はじめに

ずい道等建設工事においては、粉じん障害防止に関する関係者の取り組みや、施工技術、換気技術の進歩などにより、じん肺の新規有所見者の発生数が大幅に減少してきています。

しかしながら、ずい道等建設工事を行う作業場において、近年の技術進歩や作業方法の変化により、粉じんの発生量が増加し、従来の粉じん発生源対策を講じてもなお一定の粉じんが発生する場合がみられるようになってきています。

厚生労働省では、このようなことからずい道等建設工事における粉じん障害防止対策を強化するものとして、平成19年12月に粉じん障害防止規則の改正（平成20年3月1日施行）を行い、換気装置による換気の実施、空気中の粉じん濃度の測定、電動ファン付き呼吸用保護具の使用、発破終了後の措置等について義務付けを行ったところです。これに伴い、平成12年に策定しました「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正し、その内容の充実を図りました。

じん肺新規有所見者数



じん肺新規有所見者発生率 (平成10年～平成18年)

